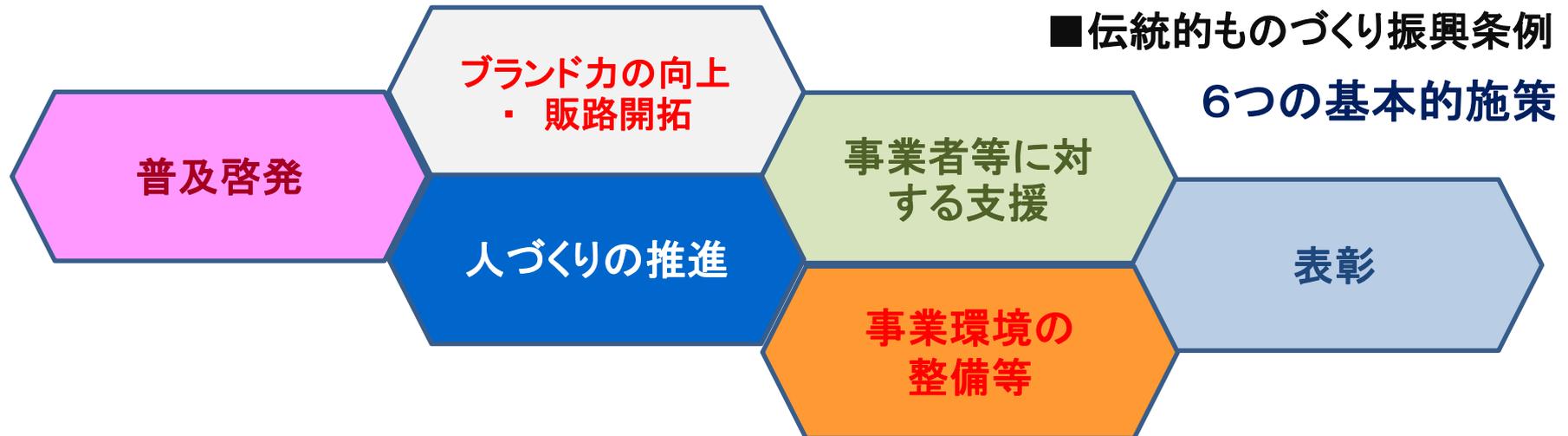


平成27年度高松市伝統的ものづくり 振興事業【概要】

⑥

(1) 現在までの経過の概要

平成26年3月、高松市伝統的ものづくり振興条例施行。
同条例の基本的施策に基づき、高松ならではの伝統的ものづくりをさらに魅力あるものにし、発展させていくため、
ブランド力の向上・販路開拓、普及啓発、人づくりの推進などの様々な事業を総合的・積極的に推進。



(2) 平成27年度における取組事業の予定



拡充

+ 伝統的ものづくり県外派遣事業



拡充

+ 学校巡回教室



拡充

+ 親子体験教室

人づくり
の推進

普及
啓発

ブランドカ
の向上・
販路開拓



新規

+
高松の特産品×デジタルアート

継続

「匠のおもてなし」 in 玉藻公園 披雲閣





H27.7月 JAPAN EXPO(パリ)出展事業

H27.8月 ミラノ万博盆栽トップセールス事業

⑥

新規

新規

「TAKAMATSU」
の魅力を
海外へ!

伝統的ものづくり
企画展示セミナー(仮称)

新規



■優れたものづくりはできるが、売り込むことが苦手な伝統的ものづくり事業者に対する支援

PR・広報戦略に関するセミナー

- SNSの有効活用法など
- マスメディア(新聞、雑誌、テレビ等)を活用した広報戦略

企画展示、ワークショップ

- 作り手、売り手、情報発信力が強い人(マスコミ、デザイナー等)の新たなつながりを創出する場づくり

(3) 今後の事業展開に関わるその他の事項について

H27年度から実施する**市内伝統的ものづくりの現地調査結果**等を踏まえ、
27年度中に以下の検討を進める

①事業者の視点に立った**販売促進や担い手(後継者)育成**などの事業を展開

(伝統的ものづくりの後継者(担い手)となる意思を有する者への具体的支援策を検討。)

②産業としての存続が困難な業種については、文化施策として**伝統的な技術や技法の保存・継承事業**を検討。

(高度な技術の動画等によるデジタル保存、道具の保管など。)

③伝統的ものづくりに関する新たな事業創出を促進する**ネットワークの構築**